



福岡医発第 2063 号 (地)
令和 6 年 10 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策
に係る補助金の追加募集とポスターの送付について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、福岡県では、在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策に取り組んでいる旨、令和 6 年 9 月 2 日付福岡医発第 1581 号 (地)にて貴会宛てご連絡いたしました。

今般、福岡県保健医療介護部より、この取組みを医療・介護の従事者へより広く周知することを目的に、別添のとおりポスターを作成し、各在宅医療機関へ送付した旨、連絡がありました。

また、上記通知にてお知らせした「令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」について追加募集することとした旨、併せて連絡がありました。交付申請や申請受付期間等については別添の県通知をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、別添資料をご活用の上、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長

福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策に係る
補助金の追加募集とポスターの送付について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、標記対策事業の取組を在宅の医療・介護に従事する皆様へより広く周知することを目的に、別添のとおりポスターを作成しましたので、御活用ください。

なお、本ポスターは各在宅医療機関へ直接送付しておりますので、申し添えます。

また、令和 6 年 8 月 22 日付 6 高ケ推第 1049 号においてお知らせした「令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」につきまして、下記のとおり、追加募集することといたしましたので、併せてお知らせいたします。

つきましては、当該補助金の追加募集について貴会所属の医療機関に対し周知いただきたく、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 送付物

以下 (1) ～ (6) を用いて周知をお願いいたします。

- | | | |
|--|-----|------|
| (1) 周知文 | ・・・ | 別添 1 |
| (2) 安全対策機器の使用について（チラシ） | ・・・ | 別添 2 |
| (3) 福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金交付要綱 | ・・・ | 別添 3 |
| (4) 令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助事業実施要領 | ・・・ | 別添 4 |
| (5) 令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金（概要チラシ） | ・・・ | 別添 5 |
| (6) 福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター（チラシ） | ・・・ | 別添 5 |
| (7) 在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策ポスター | ・・・ | 参考資料 |

2 補足

- (1) 令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金の追加募集について

ア 補助金概要

在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策の一環として、訪問時に身の危険が生じた場合に外部へ SOS を発信することができる機器等の購入経費等の一部を補助するもの。

イ 補助対象機関

在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定医療機関）

ウ 補助要件

- ・ 福岡県が実施する事業所の管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講し、従事者に対する研修も実施していること。
- ・ 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

エ 交付申請

補助金交付要綱及び様式その他参考資料については、福岡県ホームページに掲載しております。

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html>



トップページの検索ウィンドウから検索

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索

※詳しい申請方法や留意事項は、実施要領やチラシを御確認ください。

オ 申請受付期間

令和6年8月26日（月）～令和6年12月20日（金）

※申請期限を延長しております。

※郵送又は持参により提出。

※申請した日より前に生じた経費については対象外。

- (2) 在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策ポスターについて
当該ポスターのA4版データを、県ホームページにて掲載していますので、必要に応じて、御活用ください。

【福岡県ホームページ】

「在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策について」

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html>

※追加配付を希望される場合は、当課担当者へ御連絡をお願いいたします。（数に限りがあるため、要望に添えない場合もございます。）

★当該ポスターに掲載の「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」担当弁護士について
〒810-0041

福岡市中央区大名2-4-22 新日本ビル8階

河野・野田部法律事務所 板井 京介弁護士

※法律事務所（板井弁護士）へ直接相談すると、相談料が発生します。

在宅医療・介護の利用者等からの暴力・ハラスメントに関する弁護士への相談は、「福岡在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」を通して行っていただくこととなります。

福岡県保健医療介護部

高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係

担当：塩田、問註所

電話：092-643-3275

メール：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

各医療機関の開設者 殿

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金に係る
追加募集について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 8 月 22 日付 6 高ケ推第 1049 号にてお知らせした、訪問時に身の危険が生じた場合に外部へ **SOS** を発信することができる機器等の購入経費等の一部を補助する標記事業につきまして、この度、下記のとおり**追加募集**することといたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、在宅医療・介護従事者の安心・安全を確保し、継続的で円滑な医療やケアを提供するため、当該事業を御活用くださいますようお願いいたします。

また、「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」につきましても、引き続き、必要に応じて御利用ください。

記

1 補助対象機関

在宅医療を提供する医療機関（在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理や居宅療養管理指導の算定実績がある医療機関）

2 補助対象経費について

（1）外部に SOS を発信し、録音・位置情報の共有ができる機器購入経費

例）位置情報共有機能を備えた防犯ブザーや腕時計型の GPS 端末等（※汎用性のある機器を除く）

※詳しくは、「別添 1．安全対策機器の使用について（チラシ）」を御参照ください。

（2）警備会社による訪問時セキュリティサービスの初期導入経費

なお、（1）（2）の他にも、安全対策に資する経費であれば対象となることもありますので、個別にお問い合わせください。

3 送付資料

（1）安全対策機器の使用について（チラシ）

・・・別添 1

（2）令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助事業実施要領

・・・別添 2

（3）令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金（概要チラシ）

・・・別添 3

（4）福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター（チラシ）

・・・別添 4

（5）福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金交付要綱

・・・別添 5

（裏面あり）

4 補助要件

- (1) 福岡県が実施する事業所の管理者向けの暴力・ハラスメントに関する次の研修を受講し、従事者に対する研修も実施していること。

研修①「在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修」
研修②在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基礎知識と事例
①②いずれもオンデマンド配信による受講となります。
以下 URL 又は二次元コードから申送ください。
URL : <https://forms.gle/6jGfZBxcfGMQhpC46>



- (2) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

5 交付申請

補助金交付要綱及び様式その他参考資料については、福岡県ホームページに掲載しております。

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html>



トップページの検索ウィンドウから検索

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

※詳しい申請方法や留意事項は、実施要領やチラシを御確認ください。

6 申請受付期間

令和6年8月26日(月)～令和6年12月20日(金)

※申請期間を延長しています。

※郵送又は持参により提出。

※申請した日より前に生じた経費については対象外。

7 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係
担当：塩田、問註所
電話：092-643-3275
e-mail : zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

在宅医療・介護サービスを
提供する皆様へ

職員を守るために

福岡県は、該当機器の
導入経費に対して
助成を行っています！

安全対策機器の導入をご検討ください。

たとえば訪問先で...

居宅内に閉じ込められ
て、危険な目に遭った

スマートフォンを取り上げられて
外部と連絡が取れなくなった

簡単速やか

持っているだけで
職員が安心できる

SOS発信

・安否確認

・サービス継続の判断

SOSを確認
位置情報の共有 など

施設管理者 等

必要に応じて
警察等に通報を

持っていることが
相手への抑止効果にも

こんな機器が対象となります

☑ 見守りペンダント

ペンダント型の防犯機器。ペンダントを握ることで防犯ベルを鳴らし、位置情報も共有可能

☑ omamolink(オマモリンク)

ボタンを押す、本体を振るなどの簡単な動作により位置情報の共有などのSOS発信や録音機能を搭載

☑ myFirstFone

登録先へ位置情報の共有や追跡が可能な腕時計型の見守り端末

※一部助成実績を含みます。

※月額料金等は助成対象ではありませんので、
ご注意ください。



上記はあくまで助成対象機器の一例を紹介するものであって、県が
これらを推奨しているものではありませんので、御了承ください。
対象となるか分からない機器がありましたら、
個別にお問い合わせください。



詳しくはこちらから
(福岡県のその他の取組も!) ➡



福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索

※交付申請に係る各様式は県 HP に掲載しています。

福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅医療機関等 福岡県内所在の在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定医療機関）、訪問看護事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、訪問歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定歯科医療機関）、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定薬局）並びに栄養ケア・ステーションをいう。
- (2) 訪問介護事業所等 福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者（以下「事業者」という。）が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業（以下「補助事業」という。）を交付対象とする。

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付申請のあった日からその属する年度の3月31日までとする。

(要件等)

第5条 この補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 福岡県が実施する在宅医療機関等及び訪問介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- (2) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定していること。

(補助対象経費及び交付額の算定方法)

第6条 この補助金の対象経費及び交付額の算定方法については、次のとおりとする。

1 対象経費	2 補助率	3 補助限度額	4 補助金の額
在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費。 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。	2 分の 1	13 千円 (1 施設当たり)	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。ただし、補助限度額を上限とする。

(交付の除外要件)

第 7 条 交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第 8 条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(4) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

(交付申請の手続)

第 9 条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 により別に指示する期日ま

でに知事に申請しなければならない。

（交付決定の通知）

第10条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式2により事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第11条 知事は、事業者が第7条に規定する団体であることが判明した場合又は第8条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（事業変更の承認）

第12条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式3により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事業の中止又は廃止）

第13条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式4により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 事業者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して1月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式5により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第6条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

（その他）

第16条 特別の事情により第9条、第12条、第13条、第14条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和6年4月10日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金実施要領

この要領は、福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、令和 6 年度の事業実施に当たり必要な事項について定める。

1 事業内容

この事業は交付要綱第 2 条に定める目的のために、交付要綱第 5 条に定める要件を全て満たす従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業に対し、補助金を交付するものとする。

なお、交付要綱第 5 条第 2 号に規定する基本方針等の策定に当たっては、厚生労働省が作成している「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（令和 4 年（2022）年 3 月改定）（P14、P29～P31）」等を参考にすること。

2 補助対象経費等について

交付要綱第 6 条の表中「在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費」とは、訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へ SOS を発信することができる機器等（以下「機器等」という。）の購入経費等を指す。

例）・外部に SOS を発信し、録音・位置情報の共有ができる機器購入経費
・警備会社による訪問時セキュリティサービス初期導入経費

※ スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは対象となりません。

3 事業期間

補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付申請のあった日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 事業実施方法

(1) 補助事業者による申請

補助事業者は、以下のア～コの書類を添付し、郵送又は持参により県へ提出すること。（提出先は、「8. 書類の提出及び問合せ先」を確認すること。）

このほか、必要に応じて、本県から追加資料の提出を求める場合がある。なお、補助事業者から県へ提出された書類は原則として返却しない。

提出書類	
ア	交付申請書（交付要綱様式 1）
イ	経費所要額調書（交付要綱様式 1－2）
ウ	事業計画書（交付要綱様式 1－3）
エ	役員一覧（交付要綱様式 1－4）（※1）
オ	研修の受講修了証書の写し ※福岡県が実施する在宅医療・介護管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修の受講修了証書の写しを添付してください。
カ	補助対象経費の内訳や内容が明記されている書類の写し（業者等による見積書等）
キ	機器等の仕様書やパンフレット等の説明資料
ク	支払先口座確認ができる書類 ※口座の通帳表紙の表裏両面の写し （以下の点全てが確認できる箇所の写しを提出ください。） ① 金融機関・支店名 ② 普通・当座預金の別 ③ 口座番号 ④ 口座名義が分かる箇所
ケ	債権者登録申出書（県に口座登録をされたことがない場合のみ。） ※口座登録状況の問合せは御遠慮ください。 （口座登録状況が不明な場合は、債権者登録申出書を提出してください。）

コ 暴力・ハラスメントの対応に関する基本方針等の写し

(※1) 役員一覧は、以下に記載する電子申請フォームより提出してください。

【役員一覧提出用電子申請受付フォーム】

以下のURLまたは二次元コードよりアクセスのうえ、ご提出ください。

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=zP3B0EbH>



(2) 申請受付期間

令和6年8月26日(月)～12月20日(金) ※当日消印有効

なお、郵送の場合は、封筒の表に「福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金申請書在中」と朱書きすること。

(3) 補助事業者による実績報告

補助事業者は、以下のア～カの書類を、補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は翌年度4月10日までのいずれか早い日までに、郵送又は持参により県へ提出すること。このほか、必要に応じて、県から追加資料の提出を求める場合がある。なお、補助事業者から県へ提出された書類は、原則として返却しない。

提出書類
ア 実績報告書(交付要綱様式5)
イ 経費所要額精算書(交付要綱様式5-2)
ウ 対象経費の精算額内訳(交付要綱様式5-3)
エ 対象経費の費用及び支払日が確認できる領収書等の支出証拠書類
オ 契約(注文)した日付が確認できる書類 (契約書、注文書、注文請書、注文受付の確認ができるメールの写し等)
カ 導入した機器等の写真等

(4) 実績報告の審査

県は、補助事業者から提出された実績報告について審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その額を交付する。

5 留意事項

予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。なお、その場合には交付決定時に通知を行う。

6 書類の提出及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁北棟2階)

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

在宅医療機関等：在宅医療係	TEL：092(643)3275 FAX:092(643)3253
福岡県内所在の在宅医療機関(在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに在宅療養管理指導算定医療機関)、訪問看護事業所(介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定を受けている事業所を除く)、訪問歯科診療所(在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定歯科医療機関)、訪問薬局(在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定薬局)並びに栄養ケア・ステーションをいう。	
訪問介護事業所等：介護人材確保対策室	TEL:092(643)3327 FAX:092(643)3253
福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所(介護保険法に基づく指定を受けている事業所)、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。	

令和6年度福岡県在宅医療・介護サービス 安全確保対策推進事業費補助金

事業の目的

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和6年8月26日～令和7年3月31日までに実施する以下の事業

在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業

在宅医療機関等

福岡県内所在の在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定医療機関）、訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている事業所を除く）、訪問歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定歯科医療機関）、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定薬局）並びに栄養ケア・ステーション

訪問介護事業所等

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法に基づく指定を受けている事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

期間延長！

◆申請受付期間 令和6年8月26日 ～ ~~令和6年10月18日~~ ➡ 令和6年12月20日

要件等

- (1) 福岡県が実施する在宅医療・介護管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- (2) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員に周知していること。

補助対象経費

安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入につき、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）と、次の表右欄に掲げる補助限度額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分	補助限度額
安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費	13千円 (1事業所当たり)

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費とは、訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器等の購入経費等を指す。

例) ・外部にSOSを発信し、録音・位置情報の共有ができる機器購入経費

・警備会社による訪問時セキュリティサービス初期導入経費

※スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは対象となりません。

その他留意事項

予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行います。

担当課：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

(1) 在宅医療機関等について 在宅医療係

電話：092-643-3275

メール：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

(2) 訪問介護事業所等について

介護人材確保対策室

電話：092-643-3327

メール：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp



福岡県在宅医療・介護職員 カスハラ相談センター

相談はすべて
無料です

サービス利用者やその家族等からのハラスメントで
「怖い」「困った」と思ったとき、
まずご相談ください。

6月7日(金)開設



～ハラスメント対応に詳しい相談員が対応いたします～

 **0120-111-309**

平日 9:00～19:00 (12/29～1/3除く)

WEBからでもご相談いただけます。(24時間毎日受付)

※右のQRコードもしくはURLから相談できます。

URL: <https://wcan-media.com/fukuoka-consultation-center1/>



相談できる方

- 県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方(管理者を含む。)
- 県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)
- 県内行政機関の職員

※ 在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅歯科医療を提供する歯科診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

「ご相談する際の詳細は
裏面をご参照ください。」



相談窓口業務は福岡県(福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課/介護人材確保対策室)からの委託を受けて、株式会社ウィ・キャンが実施しています。

次のような行為は「ハラスメント」に該当します。

<精神的暴力>

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

(例)

- ・大声を発する、怒鳴る
- ・特定職員への嫌がらせ
など

<身体的暴力>

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

(例)

- ・コップを投げる
- ・たたく、蹴る、つねる、ひっかく、唾を吐く
など

<セクシャルハラスメント>

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的でないやがらせ行為。

(例)

- ・必要もなく体を触る
- ・ヌード写真やアダルトビデオを見せる
など

ハラスメント対応に困ったときは、

ひとりで抱え込まず「早めに」ご相談ください。

「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」では

- ✓ ご相談は匿名でも利用できます。
- ✓ プライバシーは厳守します。お聞きした内容を無断で勤務先や他機関にもらすことはありません。
- ✓ 必要に応じて、無料の法律相談も可能です。
- ✓ 些細なことでも相談をお受けします。まずはお電話を！

◆ ハラスメントに適切に対応することは、利用者に対する円滑で継続的なサービス提供にもつながります

<留意事項>

この相談窓口で受け付けるご相談は、在宅医療・介護現場における利用者やその家族等からの暴力・ハラスメントが対象です。対象に該当しない行為（上司や同僚からのハラスメント等）に関する相談や、相談対象ではない方からの相談などはお受けできませんので、「みんなの人権110番」（☎0570-003-110）など、別の相談窓口をご利用ください。



福岡県は、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を強力に推進するために **在宅医療・介護現場** で働く人を守ります！

暴力・ハラスメント対策実施中



対策1

「2つの補助金事業」実施中！

補助金①

複数名訪問費用の補助

利用者等からの暴力・ハラスメントの対策として実施する複数名訪問について、診療報酬又は介護報酬の加算制度があっても同意を得られないなどの理由により、当該加算が適用できない場合の補助。

訪問1回ごとに
加算相当額の2分の1を補助

補助金②

安全確保対策費用の補助

訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信できる機器の購入経費等の補助。

最大 13,000円補助

対策2

- ・対策1の補助金の申請には、この研修の受講が必要となります
- ・受講修了証書を取得した事業所は、県HPに公表しています

視聴申込みは
こちらから



「管理者向け研修」オンデマンドにて研修動画を配信中！

研修①

「在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修」

研修②

「在宅医療・介護管理者に必要な暴力・ハラスメントに関する法的な基礎知識と事例」

対策3

★これって
ハラスメント？

★家族から無理な
要求をされる

★ハラスメントは
どうすれば防げるの？ etc

相談はすべて
無料です

「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」



0120-111-309

相談センター担当：板井弁護士

平日 9:00～19:00
(12/29～1/3除く)

WEBからは24時間OK！➡



法的な相談は
お任せください！

⚠ 直接相談すると、相談料が発生します。



福岡県の取組の詳細は
福岡県庁HPに掲載しています。



福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索